インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面　電話　メール　チャット　SNS　左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

- 解決策について相談したい
- 悩みや不安について話をしたい

心のSOS　まもろうよこころ（厚生労働省）
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

- どうしたらよいか分からない
- ネット上の書き込み・画像を削除したい
- 書き込んだ相手に損害賠償を求めたい
- 身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士または　法的トラブル解決のための「総合案内所」　法テラス
0570-078374　www.houterasu.or.jp
問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります（要件確認あり）。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口
警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口
https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html

ネットトラブルの専門家に相談したい

迅速な助言
違法・有害情報相談センター（総務省）
www.ihaho.jp
相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広にアドバイスします。

人権問題の専門機関に相談したい

削除要請・助言
人権相談（法務省）
0570-003-110
www.jinken.go.jp
相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請※を行います。
※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。

プロバイダ等に削除を促してほしい（民間機関）

プロバイダへの連絡
誹謗中傷ホットライン
セーファーインターネット協会
www.saferinternet.or.jp/bullying/
インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。

有害情報も通報したい（民間機関）

迅速な削除の要請
セーフライン
www.safe-line.jp
インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。

サイトへの削除依頼
インターネット・ホットラインセンター（警察庁）
www.internethotline.jp
インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ（主にウイルスや不正アクセス）に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口として**IPA「情報セキュリティ安心相談窓口」**があります。
※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

出典：総務省　インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人権に関する法律を知っていますか？

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

部落差別解消推進法

～部落差別の解消の推進に関する法律～

平成28（2016）年 施行

部落差別を解消するのは あなたです！

同和地区等と呼ばれる特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの部落差別（同和問題）は現在もなお存在します。

また近年、インターネットの匿名性を悪用した同和地区に関する情報の流布、賤称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷など差別の態様も変化しています。

部落差別（同和問題）を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

－ 目 的 －

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

部落差別（同和問題）に関する様々な人権問題が、現在もなお起きています。

－ 事 例 －

結婚・就職等における差別

同和地区（被差別部落）出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けたりするなどの事案が発生しています。



－ 事 例 －

差別書き込み等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれたりするなどの事案が発生しています。特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると適示するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、社会問題となっています。

－ 事 例 －

差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうかを調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。



佐賀市　人権・同和政策課
〒840-8501　佐賀市栄町1番1号　佐賀市役所1階
TEL：0952-40-7367　FAX：0952-40-7327
E-mail：jinken@city.saga.lg.jp

佐賀市／佐賀・武雄人権啓発活動地域ネットワーク協議会

毎月1日は「いじめ・いのちを考える日」です。　毎月11日は「人権を考える日」です。

障害者差別解消法

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～

平成28(2016)年 施行 ／ 令和6 (2024)年 改正法施行

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。**「不当な差別的取扱い」**の禁止と、**「合理的配慮の提供」**が求められています。

この法律で守らなければならないポイント

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	**禁　止** （してはいけない）	**法的義務** （しなければならない）
民間事業者等 ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。	**禁　止** （してはいけない）	**法的義務** （しなければならない）

「不当な差別的取扱い」と具体例

この法律では、国の行政機関・地方公共団体等や、会社やお店などの民間事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

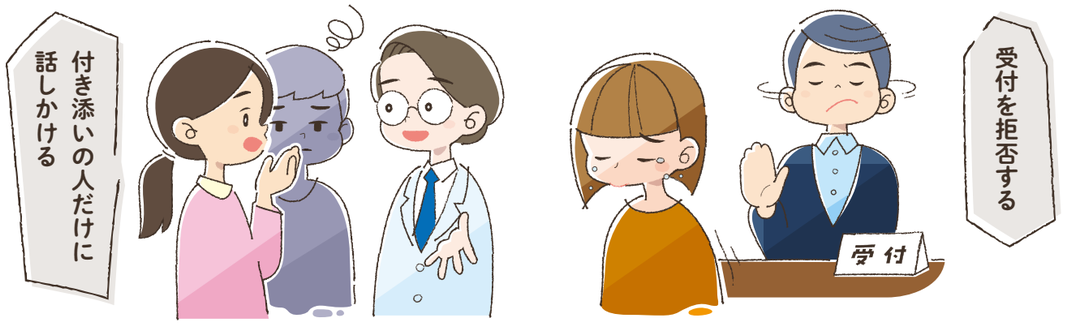

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国の行政機関・地方公共団体等や、会社やお店などの民間事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

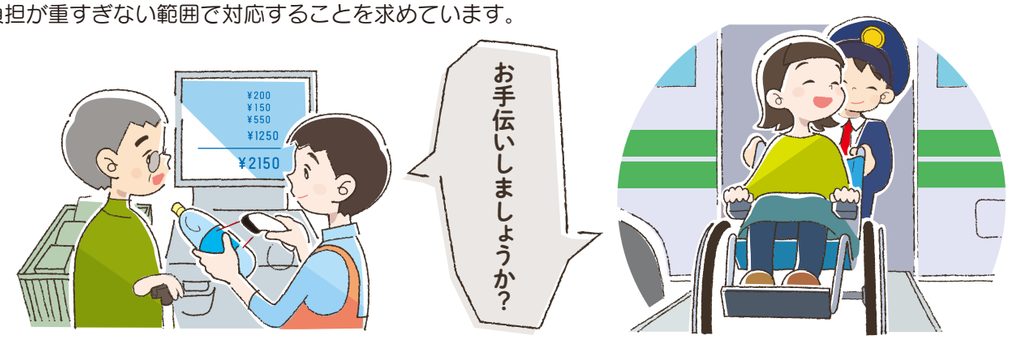

※手助けをする際は、必ずひと声かけてください。

ヘイトスピーチ解消法

～本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律～

平成28(2016)年 施行

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HPへ

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない　検索



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

人権に関する相談窓口のご案内

- ・みんなの人権110番（法務局）　0570-003-110
- ・こどもの人権110番（法務局）　0120-007-110（通話料無料）
- ・人権啓発センターさが（佐賀県の相談窓口）　0952-25-7229
- ・インターネット人権相談受付窓口（法務省）

https://www.jinken.go.jp/（パソコン・スマートフォン・携帯電話共通）

インターネット人権相談　検索

人権・心配ごと相談（佐賀市）　（問）☎0952-40-7085

日時：毎週火曜日／13時30分～16時30分　※祝日・年末年始を除く

場所：佐賀市役所／本庁１階　市民相談コーナー

※各支所でも開催しています。詳細は市報さが毎月１月号をご覧ください。